

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から40年3月まで
② 昭和47年6月から49年7月まで
③ 昭和50年7月から51年3月まで

私は、国民年金に加入後は国民年金保険料を漏れ無く継続して納付しており、未納期間や未加入期間及び免除期間がある記録には納得がいかない。漏れ無く継続して納付していたので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人及び申立人の元夫の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、昭和49年8月から50年6月まで法定免除と記載がある上、「法免消滅申免」との記載もあり、その記載どおり、申立人の元夫は、法定免除が消滅した申立期間③においても免除と記録されている。

しかし、申立期間③当時は元夫と同じ記載が申立人の当該台帳において確認できるにもかかわらず、昭和55年3月に申立人のみが未納と記録訂正されていることは不自然であり、行政側に不適切な事務処理があったものと考えられる。

2 申立期間①について、申立人及び申立人の元夫の国民年金手帳は昭和45年11月30日に交付されており、当該期間は特例納付でなければ納付できない期間であるが、当該期間後である昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付で夫婦同日に納付していることが確認でき、保険料を漏れ無く継続して納付していたとの申立人の主張と相違する上、当該期間は申立人の元夫も未納と記録されている。

3 申立期間②について、申立人及び申立人の元夫の国民年金被保険者台帳において、申立人の元夫が厚生年金保険に加入後、夫婦一緒に国民年金の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は国民年金の資格を喪失してから、昭和49年8月に法定免除となるまで任意加入の手続を行った形跡が見当たらず、当該期間は国民年金の未加入期間となることから、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

- 4 申立人は、国民年金への加入状況や保険料の納付状況等の具体的な記憶はあいまいである上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和50年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月16日から同年2月3日まで

社会保険事務所(当時)の記録では昭和50年1月16日にA事業所C本社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年2月3日にA事業所B工場で同資格を取得した記録となっている。

しかし、私は昭和35年4月1日に入社し、53年8月31日に退職するまで継続して勤務し保険料も給与から控除されていたと思うので調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、辞令、転出者名簿、社報及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和50年1月16日にA事業所C本社からA事業所B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和50年2月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所本社の人事担当責任者は、A事業所B工場における厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を辞令交付日である「昭和50年1月16日」とすべきところ、着任日である「昭和50年2月3日」として誤って届出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立てに係る昭和50年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年2月まで

昭和57年9月に会社を辞め父の事業を手伝うことになり、妻と共に国民年金に加入した。その当時から、毎月20日の夜に地区の集会所へ国民年金保険料を持参し、後日、集めた保険料を自治会の会計が市町村役場に納め領収書を受け取るという仕組みであったと記憶している。30年近く前のことであり詳しいことはわからないが、会社を辞めた時に、妻と一緒に国民年金に加入し、毎月保険料を集会所に持参していたことは間違いない。また、数年前に市町村役場の元担当者から、加入者が不明である国民年金の記録を処分したことがあると聞いたことがあり、申立期間の保険料について、納付記録を処分されたことも懸念される。

これまで国民年金保険料を集金されれば、欠かさず納付してきたはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月に会社を辞め、妻と共に国民年金に加入したと主張しているが、A市町村保管の申立人の国民年金被保険者台帳において、申立人が妻と共に国民年金に加入したことが確認できるのは、平成9年11月に会社を退職した際である。申立人に対し、昭和53年4月に交付された国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険の被保険者となったことを機にB市町村で資格喪失した後、平成21年4月まで統合されていなかったことから、申立人は、それまで国民年金に係る加入手続をしていなかったものと推認される。

また、申立人が一緒に国民年金の加入手続をし、保険料を納付し始めたとは主張する申立人の妻について、国民年金の保険料納付記録が有るのは、昭和59年4月からであり、57年10月から59年3月までは未納と記録されていることから、57年9月に会社を辞め、妻と共に国民年金に加入し保険料を納付し始めたとの申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

なお、申立人は、市町村役場で加入者が不明である国民年金の記録が処分されたことを聞いたと主張しているが、市町村役場において、前述のとおり、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳は保管されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 546 (事案 423 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年5月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)及び48年6月から54年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から48年5月まで
② 昭和48年6月から54年5月まで

申立期間について、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していたとする前回の申立ては認められなかった。

しかし、同じA事業所の寮に住んでいたBさんの国民年金保険料の納付記録は、私と同じ昭和48年6月からとなっているが、私は、Bさんよりも前から寮に住んでおり、また、私は、Bさんが国民年金の加入を勧められたという寮の町内会長より前に町内会長をしていたCさんに加入を勧められ、Cさんに付加保険料も含めて国民年金保険料を払っていたはずである。

申立期間について、納付記録が無いことには納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和48年7月30日に払い出されており、D市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所(当時)が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、申立人は同年6月1日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、前述の払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間②について、前出の被保険者名簿及び被保険者台帳(特殊台帳)において、申立人の付加保険料の納付申出日は54年6月13日であることが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、同じA事業所の寮に住んでいたB氏が国民年金の加入を勧められたという寮の町内会長より前に町内会長をしていたC氏に加入を勧められ、C氏に付加保険料も含めて国民年金保険料を払っていたはずであり、当時はC氏も付加保険料も含めて国民年金保険料を納付してい

たと思うと主張している。

そこで、今回、申立人が記憶しているC氏に係る国民年金加入記録について、オンライン記録で氏名検索したものの、申立期間①当時に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付している者の記録は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年10月まで

平成5年12月に勤めていた会社が倒産したので、その時に厚生年金保険から国民年金に切り替えるため社会保険事務所(当時)へ行ったところ、会社が在職期間の5年4月から同年11月までの厚生年金保険料を納付してくれていないことを知り、当該期間の国民年金保険料として8万4,000円ぐらゐを市町村役場で納付した。

その後、当該期間については、平成21年4月23日に厚生年金保険被保険者期間として記録が復活したが、国民年金保険料は5年11月分しか還付されていない。

申立期間の8か月分の国民年金保険料も納付したはずなのに、1か月分しか還付されないことに納得できないので、申立期間の保険料についても還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の平成5年12月ごろに、申立期間を含む同年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の当該会社における在籍期間について国民年金被保険者期間(未納期間)に記録訂正した社会保険事務所の変更処理日は7年12月7日となっているとともに、「過誤納者整理票」によると、還付された5年11月の国民年金保険料の収納年月日は7年12月15日となっていることから、申立人は、7年12月に、5年4月から5年11月までの保険料を納付しようとしたものの、2年の時効に掛らない5年11月の保険料のみを納付し、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

また、A市町村保管の国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は見当たらないため、申立人が、申立期間の国民年金保険料を、平成5年11月の保険料とは別に、7年12月以前に納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から平成元年3月まで

私が20歳になったところに、母が市町村役場の窓口で国民年金に加入してくれた。当時、大学生であったが、その時から国民年金保険料を欠かさず市町村役場の窓口で納付してくれていたことを、母から聞いている。しかし、申立期間の納付記録が無いのは納付できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人が学生のころに国民年金への加入手続をし、それ以降自分達夫婦の保険料と申立人の保険料を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、A市町村保管の申立人の国民年金被保険者名簿において、申立人が20歳に到達した月である昭和57年*月*日に国民年金へ任意加入の手続がなされ、同年*月分から国民年金保険料を納付し始めたことが確認できるものの、同名簿の資格喪失日欄に58年3月7日、その処理日欄に同年3月10日との日付が記入され、納付記録欄に「大学生」との記入があることから、申立人の母は、当時国民年金の任意適用であった大学生である申立人の国民年金の資格をいったん喪失する手続をしたものと推認される。この喪失手続以降、申立人は、同市町村の被保険者記録において、63年4月に国民年金に再加入した記録があることから、申立期間のうち、58年3月から63年3月までの期間(以下「申立期間①」という。)については、国民年金に未加入の期間となり、保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの期間(以下「申立期間②」という。)については、同市町村の被保険者記録において未納とされているところ、オンライン記録において、申立人及び申立人の両親が保険料を一緒(同日)に納付した記録が確認できるのは元年7月以降である。

さらに、申立人は、平成元年6月5日に同年4月から6月までの保険料を一括で納付しているが、この時点において、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人が供述している市町村役場の窓口では過年度納付を取り扱っていなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から62年3月まで

昭和59年11月に会社を退職したので、A市町村役場へ国民健康保険の加入手続に行った。その際に、市町村役場の担当者から国民健康保険と国民年金は一对の制度であるので、国民年金も加入するように説明され、その場で両保険に加入した。後日、国民年金保険料の納付書が届き、納付書と保険料を持って市町村役場の窓口へ行き納付したはずである。年金記録を照会したところ、会社退職後に2年半も未納期間があることを知った。当該期間において、国民健康保険証を使用した記憶もあり、国民年金のみが未納となっているのは、納得できず記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市町村役場の職員から、国民健康保険と国民年金が一对の制度であるとの説明を受け、その場で両保険に加入したと主張しており、同市町村役場においても、当時、両保険への同時加入の勧奨に努めていたとの回答がある。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年4月17日に払い出されており、国民健康保険の加入日（59年11月20日）との隔たりが確認できることから、両保険に同時に加入手続をしたとは認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすれば、申立期間は過年度となり、市町村役場の窓口では納付できない期間である上、申立人は、申立期間の保険料を、別途、金融機関等から過年度納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月10日から22年12月1日まで
私は、昭和21年6月10日からA事業所B出張所に正社員として勤務し、同年8月16日にA事業所C支店に配属され、49年10月18日の退職まで継続して勤務していた。

しかしながら、厚生年金保険の記録は、昭和22年12月1日からとされており、申立期間の厚生年金保険記録が無いので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A事業所提出の在職証明書及び人事記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月10日から同年8月15日まではA事業所B出張所に、21年8月16日から22年12月1日まではA事業所C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間当時、A事業所は、各本支店単位で厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できるが、A事業所C支店は昭和22年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる上、A事業所B出張所については、適用事業所であった記録が見当たらない。

また、A事業所C支店に係る被保険者名簿において、A事業所C支店が適用事業所となった昭和22年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚11人が確認できるが、そのうちオンライン記録が確認できる8人について同資格取得日以前の記録を確認したところ、連絡が取れた2人は、A事業所C支店に入社したと供述する時期から22年12月1日までの期間において厚生年金保険の加入記録は無い上、他の同僚6人についても、A事業所C支店が適用事業所となる前からA事業所において継続して厚生年金保険に加入していた記録は見当たらないことから、A事業所においては、当時、厚生年金保険が適用されていない支店等に配置された場合は、厚生年金保険に加入できなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所B出張所に勤務していたと推認される同僚のオンライン記録においても、申立期間に厚生年金保険の加入記録は見当たらないことから、適用事業所でないA事業所B出張所に勤務する者が、他の本支店で厚生年金保険に加入していたという事情もうかがえない。

加えて、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び申立人に係る届出、保険料控除等についてA事業所に照会したが、「当時の資料が保管されていないため不明である。」との回答がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年ごろから40年ごろまで

A事業所には、親戚と一緒に勤務していたが、親戚には厚生年金保険の加入記録が有るのに私に無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容について具体的に述べていることから、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務していたと供述しており、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認できる親戚は、既に亡くなっており、申立人のA事業所での勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する供述は得られない。

また、上記の被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる他の同僚4人に照会したところ、経理担当者を含む2人から回答があったが、いずれも申立人のことは記憶していないとしている。

さらに、商業登記簿により、A事業所は平成元年12月に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、上記の被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から同年6月まで

昭和24年3月にA事業所B工場からC事業所(申立期間当時の通称はD工場であり、本社であった。)に転勤し、同年6月まで勤務した。その後期間を空けず別の事業所へ転職したため、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があることに納得できない。

厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によればC事業所(D工場)は、申立期間前の昭和23年12月21日に健康保険厚生年金保険適用事業所ではなくなり、従業員全員がその日に健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

また、連絡のとれたC事業所の元従業員3人からは、「昭和23年12月にD工場は閉鎖した。申立人に関する記憶は無い。」との供述がある。申立人は、そのうちの1人を記憶しており、「B工場とD工場とで同じように勤務していた同僚である。」と主張しているが、当該同僚のオンライン記録によれば、C事業所において昭和22年4月1日から23年12月21日までの期間、引き続きA事業所B工場において同年12月21日から24年3月6日までの期間、厚生年金保険への加入記録があることから申立人の記憶と合致しない。

さらにC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況などに関する供述を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 474 (事案 119 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月から同年12月まで
② 昭和26年から35年まで

前回の申立てで、記録の訂正の必要はないとの通知を受けた。

しかし、申立期間①のA事業所については、勤務していたことは間違いなく、当時の社員旅行の写真を添付する。また、申立期間②のB事業所については、昭和27年に労働災害により入院し、給付も受けた。労働基準監督署に確認し、B事業所の勤務の実態を調査してもらいたい。

上記のとおり勤務しているはずであり、両事業所とも厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の記憶している同僚及び上司の氏名が健康保険厚生年金保険被保険者名簿等で確認できることから、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれるものの、同僚からは保険料控除に関する有力な供述を得られない上、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主からの供述も得ることができないとして、また、申立期間②に係る申立てについては、B事業所は、「たとえ期間は短くても採用されていれば社員名簿に記載されているはずであるが、同名簿に申立人の記載が無い」と回答しており、両事業所の被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いなどとして、両期間とも、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間①について、A事業所に勤務していた当時の社員旅行の写真を提出することにより、「勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてほしい。」と主張するが、写真に写っている同僚の7人のうち、3人は健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が記載されていない上、同名簿に氏名が記載されている者のうち照会すること

ができた1人からは、「申立人を記憶していない。」との回答が有ることから、同事業所が保険料を控除していたとかがわせる新たな事情とは言い難い。

また、申立期間②について、申立人が主張するB事業所における労働災害事故について、C労働基準監督署に照会したが「当時の資料は保存期間が過ぎており何も保管していない。」と回答している。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から46年4月1日まで

私は昭和44年1月からA事業所B支社で勤務していたが、46年*月*日に義父が亡くなり、同年3月31日で退職した。

社会保険事務所（当時）の記録では昭和44年1月1日から同年4月1日まで厚生年金保険被保険者となっているが、申立期間において被保険者となっていないことが分かった。私は会社の支部大会、講習会、レクリエーション等にも参加し、同僚と一緒に仕事をしていたことは事実であり、3か月の加入月数とは納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及び申立人がC職員として担当していた事業所に勤務していた従業員の供述から、申立人が申立期間においてA事業所B支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認決定通知書」により、申立人の被保険者資格取得日が昭和44年1月1日、資格喪失日が同年4月1日であることが確認できる。

また、当該事業所は、「申立期間におけるこれら通知書を全て調査したところ、一部期間において通知書が保管されていなかったものの、現存する通知書には申立人に係る記載は見られなかった。」と回答している。

さらに、当該事業所人事担当責任者等は、「申立人はC職員であった。C職員は厚生年金保険被保険者となった後でも、3か月毎の業務査定により、業務成績を勘案して在籍中であっても被保険者から外す取り扱いをしていた。申立人の場合もこの業務査定により被保険者から外されたものと考えられる。」と供述している上、当該事業所から提出された「支社一般外野職制・給与規程」において、C職員は3か月毎に業務査定を行い、業務成績によって職位を格下げすると明記されていることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者原票により、A事業所B支社において申立人と同日で資格取得している同僚17人のうち、申立期間中も被保険者となっている者で連絡がとれた同僚4人は、申立人を記憶しておらず、保険料控除について有力な供述を得ることはできない。

その上、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、厚生年金保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から40年8月まで

私が、ねんきん特別便を見たところ、A事業所での厚生年金保険被保険者記録が、昭和40年9月1日から41年1月1日までとなっていたが、39年7月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和39年9月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の退職を記憶していること及び申立期間当時の同僚2人の供述から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の代表取締役及び労務担当者は死亡し、現在の事務担当者は、「申立期間当時の書類は保存しておらず、当時のことを記憶している者がいない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

また、オンライン記録から当該事業所において申立人と同じ昭和40年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる6人のうち連絡先が判明した3人に照会したが申立人について記憶しておらず、うち1人は、自身が入社したのは38年8月か9月だったかもしれないと供述している。

さらに、申立人を記憶する同僚2人からは、保険料控除に関する供述を得ることができない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

なお、申立期間において、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月11日から36年12月25日まで
A事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和35年1月1日から同年7月11日までの期間となっているが、36年12月25日までA事業所に在籍していた。申立期間も厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年1月1日から36年12月25日までA事業所で勤務し、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、オンライン記録から申立期間において当該事業所で被保険者資格を確認できる11人のうち連絡先が判明した4人に照会したが、4人のうち3人は申立人については記憶しておらず、申立人を記憶していた1人からも、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたと判断できるまでの供述は得られず、厚生年金保険料控除に関する供述も得られなかった。

また、申立人は3人の同僚を記憶しているが、うち1人は当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名は無く、厚生年金保険被保険者資格が確認できない。

さらに、当該事業所の当時の事業主及び給与事務担当者は死亡しており、当時の事業主の息子からは、「既に会社は消滅し、過去の資料も皆無で、当時の関係者も全員死亡しているため、申立人の申告が正しいのかどうか証明出来るものが無く申し訳なく感じている。」との回答を得ていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に、昭和35年7月11日の資格喪失に伴い、健康保険証が返納された旨の記載が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から36年3月1日まで

私は、昭和35年3月1日から36年3月31日までA事業所B営業所に勤務し、C市町村役場及びD庁舎の新築工事現場で仕事をしていましたが、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が36年3月のみであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述等から、申立人がA事業所B営業所に昭和35年7月から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者として確認できる同僚33人のうち、供述が得られた11人からは、申立人の厚生年金保険料の控除に関する有力な供述は得られない。

また、申立人が勤務していた工事現場での同僚で供述が得られた二人については、オンライン記録における資格取得日と当該同僚が供述している入社時期が一致していないことが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務の担当者は死亡しているため、申立人の保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。